

第1回 向日市手話言語条例検討委員会 議事要点録

【日時】平成28年7月12日（火） 午後7時00分から9時10分まで

【場所】向日市役所 3階 大会議室

【出席者】（委員）

拾井委員（委員長）、植田委員（副委員長）、吉田委員、狩野委員、小森委員、櫻田委員、伊藤委員、石松委員、宮川（生）委員、野田委員

（事務局、説明員）

障がい者支援課：水上副部長、長谷川課長、岩谷係長、山中主査

（手話通訳）

宮川主査、鎌田囑託

（傍聴者）2名

【内容】

- （1）市長あいさつ
- （2）委員長・副委員長選出
- （3）傍聴・公表について
- （4）経過及び説明
- （5）条例の内容について
- （6）今後のスケジュールについて

【概要】

（1）市長あいさつ

（2）委員長・副委員長選出

委員会設置要綱に基づき、委員長の選出が行われ、委員長に神戸医療福祉大学の拾井委員が、副委員長に植田委員が選出された。

（3）傍聴・公表について

事務局より、会議の公開について別紙の「向日市手話言語条例検討委員会の会議の公開に関する要綱」の説明があり、これを了承した。（委員長の会議傍聴許可の後、傍聴希望者が入室）

（4）経過及び説明

事務局から、手話言語条例制定を取り巻く状況（手話の歴史、乙訓の状況、国連の障害者権利条約・国内法での位置付けなど）について説明を行った。

- ・手話の歴史の中で、京都が発祥の地となっているものが多く存在する。
- ・向日市では平成28年7月現在で手話通訳ができる職員は3名いる。（アルバイト職員としてさらに1名）
- ・平成28年7月1日時点で全国50都道府県・市町村で手話言語条例が制定し、施行されている（都道府県では鳥取県、市町村では北海道石狩市が最初）

《意見の要旨》

＜委員＞聴覚障がい者で手帳をお持ちの方で、手話を言語として生活をしている方の数は。

＜事務局より回答＞40名くらいおられる。

＜委員＞聴覚障がいの1級と6級では、どのくらいの差があるのか。手話を使わないで生活をされている聴覚障がい者は、どのような方法でコミュニケーションをとられているのか。

＜事務局より回答＞1級と2級は全く聞こえない「ろう」に当たるが、聴覚障がいだけで手帳を取得された場合は2級が最重度となる。1級は言語障がいも併せ持つ場合である。6級は補聴器を付けて、大きな声で話しかけて何とか聞こえるレベルに該当する。ただ、聞こえ方にも様々ある。手話を使っていない方は補聴器、筆談でコミュニケーションを取られている方が多い。

＜委員＞聴覚障がいの方が手帳を取得するには、耳鼻科の医師などどのような判定が必要か。

＜事務局より回答＞身体障害者手帳を取得するには、各都道府県又は政令市等が指定する医師の診断書が必要で、それを京都府に提出し、審査され、基準に該当すれば交付されるという流れとなる。

＜委員＞聴覚障がい者の状況の部分で、盲ろう者の場合（視覚障がい、聴覚障がいを重複）、どちらが身体障害者手帳に反映されるのか。

＜事務局より回答＞聴覚障がい者で交付されていれば、盲ろう者の方も聴覚障がい者としてカウントされる。向日市では、視野狭窄の方で聴覚障がいの方はおられるが、全く見えない方（全盲）で聴覚障がいの方はおられない。

＜委員＞高齢になって聴力が落ちてきた方に対して、手帳の交付はできるのか。

＜事務局より回答＞指定された耳鼻科の医師の意見書をもとに審査され、基準に該当すれば年齢に関係なく手帳は交付される。向日市社会福祉協議会で年2回、「聞こえの相談会」を実施している。その会で該当しそうな方がおられれば、手帳の交付手続きについて説明を行っている。

＜委員＞聞こえの相談会には何人くらい、どのような内容で相談に来られるのか。

＜委員より回答＞京都市聴覚言語障害センターより、2人の講師をお招きし、個別相談を予約制で実施している。1回目は11名、2回目は7名であった。去年から聴力測定、補聴器試聴の項目を設けた。自分がどれだけ聞こえるのか、どんな補聴器が合っているのかという相談内容で来られた方が多かった。

＜委員＞そこに参加した方が、障害者手帳の申請にまで繋がった例はどの程度あるのか。

＜委員より回答＞聴覚言語障害センターでの聴力検査の予約までを当相談会では行っており、その後の手帳交付に繋がったかどうかの後追いは行っていない。

＜委員＞視覚障がい者は、白杖を持って身を守ったり周りに知らせたりされているが、聴覚障がい者の場合はそういったマークの様なものはあるのか？

＜事務局より回答＞特にない。ただ最近、自動車の運転の時に、聴覚障がい者が運転していることを表す蝶々のマークが少しずつ普及し始めている。

＜委員＞ただ耳が聞こえないだけで、手話ができれば他の皆と同じである。補聴器をつけるのが嫌いな方もいる。補聴器をつけていると、わざわざ耳の近くで大声で話しかけられることがあり、非常にうるさいので逆に外したいという方もおられる。

（5）条例の内容について

事務局から、市町村手話言語条例モデル条例案（全日本ろうあ連盟作成）を元に、向日市の条例を協議し、条例案として策定していくと説明があった。同様に、向日市としての案は、今回の検討会での

意見を踏まえた上で次回提示する予定であり、条例の名前も次回の検討委員会までに委員の皆さんに考えてきて欲しいと依頼があった。

《意見の要旨》

＜委員＞全日本ろうあ連盟の案を参考にするのは良いと思う。「ろうあ者にとって手話は命」であり、その命を大切にしていってほしい。できれば目的の部分には「手話の獲得・習得」というものを入れて欲しい。全国でも条例の条文に「手話の獲得」を入れている所は、城陽市と京都市含む3か所くらいしかなく、他は「手話の普及」が主となっているので、向日市も「手話の獲得」を目的に入れて欲しい。

＜委員＞小学校3年生・4年生の国語の教材の中で初めて手話や点字に触れ、そこで聴覚障がいや視覚障がいについて学ぶ。ただ、全ての子どもが点字や手話ができることは狙っておらず、知る機会・触れる機会のみとなっている。もし条例に入れる場合には、どこまでのものを盛り込むかという点が非常に大きな課題であると思う。

＜委員＞どこの地域でも似た内容だと思うが、手話言語条例があるということで、「手話は言語だ」、「手話を獲得していこう」というようにしていきたいと思う。小さい頃に手話に触れるきっかけがあり、良かったと思うケースがあった。きちんとまでは難しいかもしれないが「手話を獲得」する機会は大切だと考える。

＜委員＞モデルの条例案を見ると、主語は聞こえない方になっている。しかし、実は困っていたのは聞こえない方だけでなく、聞こえる方も聞こえない方と話ができず困っていた。聞こえる者の立場(辛さ、情けなさ、悔しさ)も条例の前文などの中に加えていただければと思う。

＜事務局＞この条例はろうあ者のものだけでなく、市民の皆さんのためのものである。そういった視点を入れていただくと、市民の皆さんも身近に感じていただけるのではないかと思う。

＜委員＞高齢になると耳が遠くなる人も、事故で聞こえなくなる方もおられるが、聞こえないから手話が必要という考え方だと一般の人には抵抗があり、違うものだと思われ取られてしまう。手話言語条例ではあるが、コミュニケーション条例というような意味合いで考えたい。難聴の人や聞こえない人をどうするのか、という観点とは違うと思うので、そのあたりは分けて考えた方が良いと思う。

＜委員長＞他市の条例のことは置いておいて、向日市としての特色を出していった方が良いと思うので、先程の二人の委員の意見も大いに参考にして案を考えていただければと思う。

＜委員＞聴覚障がいと思われる子どもが、お母さんと一緒に通学している姿を見たことがあるが、親子のコミュニケーションが取れているのか、学校で虐められていないか心配だった。理解が広まれば良いかと思うのだが。

＜委員＞過去に、両親の耳が聞こえなくても子どもは聞こえている親子がいた。学校が始まって、その子に対していじめや何かがあるかという点、そんなことはなかった。大人が心配するよりも子どもは適応する。

＜委員長＞心配であるというケース、大丈夫であったというケース、両方とも盛り込むのは大切だと思う。今回の条例は手話言語条例であるので、聴覚障がい者の支援という広い内容とは異なる。手話言語に限定した条例であり、聴覚障がい者に対する理解促進という点は、また別で議論しなければならないと思う。

＜委員＞手話は日本語と同じ言語であるので、将来的には小学校・中学校などの教育の中で取り上げていただくのが目的と言えれば目的と考える。私は年に1～3回、短い時間だが依頼を受けて学校で陶芸の指導をしている。手話の時間を取ってもらうことも可能ではないかと思う。

<委員長>先程の話で「知る・触れる」という部分までは取り組んでいると仰っていたが、今の意見である「学ぶ」という部分まで将来的に踏み込めるかということだと思う。

<委員>寺戸中学校、西山高校、オムロンなどへ聞こえない人のことを学ぶという目的で手話の出前講座の依頼があり話をしに行っている。他の学校などについても、手話言語条例と結びつけて、そういう所も大切にしていきたいと思っている。

<委員>向日市社会福祉協議会の地域福祉課という部署で、手話出前講座をコーディネートさせてもらっている。先日もオムロンに出前講座に行っていた。このように一緒に取り組む機会がたくさんあると思うので、行き先の新たな開拓や、条例が定まった際には条例の案内も一緒に行きたいと考えている。

<委員>最近人工内耳というものも増えてきている。人工内耳をつけている方に対してはどのように考えているのか。大人になった時にそういう方にとっての手話、将来的な手話の必要性は出てくる可能性はあると思うが、そのあたりはどうか。

<委員>聞こえる親に聞こえない子が生まれると不安になり、親の立場としてはもっと聞こえるようになってほしいと思う。そこで医師と相談して、親の選択で子どもに手術を受けさせるということもある。先日、全国手話言語市区長会が開催されたが、その会に医師の参加がなく残念であった。人工内耳の手術を行うと、身体の成長に伴い機械を入れ替える手術をする必要があり、手術1回あたり300～500万円かかり金銭的な負担が大きいという話もある。人工内耳手術を受けた方でもやはり手話が必要だという意見もあるので、教育現場や医師会からの参加があれば良かったと考える。

<事務局より回答>向日市の中で人工内耳の手術を受けた方の数は不明である。人工内耳の手術を受けるにあたっては、医師との相談の中で人工内耳の効果がどの程度あるのか確認がなされていると思う。よって人工内耳手術＝聞こえるようになる認識で手術を受けていると想定される。ただし、手術を受けたからといって、全てスムーズに聞こえるようになる訳ではないという意見もある。条例の中で「手話の普及」を盛り込んで、手話が普及されれば人工内耳だけで良いのか、手話の獲得も必要なのか、本人の中で判断ができる環境をつくっていききたいと考えている。

<委員>子どもたちが手話に興味があるから外部講師を呼んで手話サークルをつくろう、といったような広がり・普及・習得が行いやすい環境を、この条例が整えてくれるようなことを期待している。企業や団体もこの条例があって、ちょっと市役所にお問い合わせに行ったら、手話に関わる情報や支援がもらいやすくなるというものにしていきたい。一緒に条例を考えていく立場にありながらお願いするのはおかしいが、向日市に関わる人にとって素敵な条例になることを一委員として願っている。

<副委員長>向日市でつくる条例なので、向日市らしいものをつくり上げていきたい。いただいたご意見を踏まえながらどういった内容にしていくか、案を次回示させていただきたい。法律に基づいて条例をつくるということもあるが、今回は市が発議してつくっていくものである。こういう条例づくりの中で、皆さんにご意見をいただきながらつくっていくのは、向日市では初めての取り組みである。「手話は言語である」ということが広く認知される良い条例となることを期待している。

(6) 今後のスケジュールについて

事務局から今後のスケジュールについて説明を行い、次回第2回の検討委員会は8月4日(木)19時市役所大会議室において開催することとなった。なお、意見・質問及び条例の名称案があれば、メール・FAXにて事務局まで連絡をすることとした。